

環境放射線モニタリング測定結果等作成業務契約書（案）

委託業務の名称 環境放射線モニタリング測定結果等作成業務
委託料 金 [redacted] 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 [redacted] 円)
契約の履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約保証金 [redacted]

上記の委託業務について、委託者 福島県 を発注者とし、受託者 [redacted] を受注者として、次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていない事項で、必要ある事項については、発注者と受注者が協議してこれを定める。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務責任者)

- 第3条 受注者は、委託業務に係る業務責任者を2名以上選任しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の締結日から7日以内に、「業務責任者選任届」を発注者に提出するものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

- 第5条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止もしくは打ち切らせ、又は契約期間の延長若しくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議のうえ、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第7条 受注者は、天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに受託業務が完了することができないときは、受注者は、発注者に対し、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

(損害の負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後に完了する見込みがあるときは、受注者は、発注者に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期間の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延日数1日につき委託料の額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 発注者は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書に成果品を添えて、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内（年末年始休暇期間を含まない）にそれまでの業務報告書について検査を行わなければならない。

3 履行期限内かつすべての成果品が検査に合格した日をもって、業務の終了とする。

(委託料の請求)

第 11 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、受注者から前項の規定による支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その責に帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（100 円未満の端数は切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行しない場合、又は履行の見込みがないと明らかに認められる場合

(2) 契約で定める着手期日を過ぎても着手しない場合

(3) 契約の相手方が解除を申し出た場合

(4) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができない場合、又はそのおそれがある場合

2 発注者は、受注者が契約内容を履行しない場合は、下記の場合を除き、受注者に相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。

(1) 次に掲げる場合には、直ちに契約の解除をすることができる。

ア 契約内容の全部が履行不能なとき。

イ 受注者がその契約内容の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約内容の一部が履行不能である場合又は受注者がその契約内容の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

オ 上記のほか、受注者がその契約内容の履行をせず、発注者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。

カ 受注者が次のいずれかに該当するとき

(7) 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下この条において「暴

力団員」という。)

であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ホ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(ヘ) 契約の相手方が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((カ)に該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

キ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 次に掲げる場合には、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

ア 契約内容の一部の履行が不能なとき。

イ 契約の相手方がその契約内容の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14

年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第 9 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

(個人情報保護等)

第 16 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(代表者変更の届出)

第 17 条 受注者は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致（以下、契約不適合という。）が発見された場合は、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

2 発注者が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第 10 条第 3 項の規定による業務の終了の日から起算して 1 年間とする。

(契約外事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める履行期間の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める履行期間の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	福島県福島市杉妻町 2 - 1 6
	氏 名	福島県
	代表者	福島県知事 内堀 雅雄

受注者	住 所	
	氏 名	
	代表者	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。